

所得や控除について

Q

課税の対象にならない所得にはどんなものがありますか？

失業中に受給していた失業保険は課税されないと聞きましたが、課税にならない所得にはそのほかにどのようなものがありますか？



A

ほかに遺族年金や障害年金などがあります。

雇用保険の失業給付のほかに、遺族年金、障害年金、通勤手当（上限あり）や出張旅費、損害賠償金、慰謝料、見舞金、宝くじの当選金品、生活保護法による保護金品、児童手当、児童扶養手当、国や地方自治体の実施する子育てに係る助成金などがあります。

Q

保険金を受け取りました。申告は必要ですか？

生命保険（損害保険）の保険金を受け取りました。課税されるのでしょうか？



A

申告をして、税金の納付が必要な場合があります。

保険金を受け取る場合、その保険金が被保険者の死亡によるものか、満期によるものか、契約者は誰か、受取人は誰かによって納める税金の種類が異なります。保険金を一時金で受領した場合、所得税・市県民税の課税の対象金額は、次のように計算します。

- 一時所得の金額 = (受取保険金 - 支払保険料) - 特別控除額50万円
- 総所得金額への算入額 = 一時所得の金額 × 1/2

※ 1年間で2回以上の支払を受けた場合は、合計後に特別控除以降の計算をします。

※ 計算の結果がマイナスや0になった場合は総所得金額へは算入しません。

	契約者	被保険者	受取人	税金の種類	説明
満期保険金	本人	本人	本人	所得税・市県民税（一時所得）	契約者と受取人が同じ名義の場合
	本人	Aさん	Aさん	贈与税	契約者と受取人が違う名義の場合
死亡保険金	本人	本人	Aさん	相続税	契約者と被保険者が同じで受取人が違う名義の場合
	本人	Aさん	本人	所得税・市県民税（一時所得）	契約者と受取人が同じ名義の場合
	本人	Aさん	Bさん	贈与税	契約者・被保険者・受取人がそれぞれ違う名義の場合

※ 贈与税・相続税については、税務署にお問合せください。

